

聴覚障害者相談員が各種相談に応じます

静岡市では、日常相談・専門相談など、聴覚障がいのある方や関係者からの各種相談に応じるため、聴覚障害者相談員（聴覚障がいのある相談員）による相談窓口を静岡庁舎と清水庁舎に開設しています。

相談を希望する方は、次の事項を確認のうえ、お気軽にお申込みください。

相談内容

聴覚障がいのある方や関係者が日常生活の中で抱える諸問題について、相談に応じます。

- 意思疎通などコミュニケーションについての相談
- 職場・地域などでの人間関係についての相談
- 地域活動などでの社会参加についての相談
- 文章や文書の読解についての相談 など

相談できる方

次に該当する聴覚障がいのある方及びその関係者は、相談員への相談が可能です。

- 市内に住所を有する方
- 市内に通勤、通学、通所する方

相談申込方法

相談希望日の7日前までに、障害福祉企画課へ「相談申込票」（※裏面参照）をFAX または持参により提出してください。

※完全予約制なので、予約が入った時間帯にのみ相談員がおり、予約が入らない場合は開催されません。

なお、申込受付は先着順によるため、相談希望日時が重複した場合には、後から申し込まれた方の相談時間の変更等を行うことがあります。変更等が生じる場合のみ、市より連絡がありますのでご承知おきください。

相談日時・申込先

相談日時、相談会場は次のとおりです。

申込後は、相談希望日時に相談会場の障害者支援課窓口までお越しください。

また、相談日に台風など荒天が予想される場合には相談日に変更になる可能性がありますので、市HPをご確認いただくか、障害福祉企画課までお問合せください。

静岡庁舎	相談日時：偶数月の最終火曜日 午後1時から午後4時30分まで ※年末年始休暇を除く 申 込 先：障害福祉企画課 FAX 221-1494
清水庁舎	相談日時：奇数月の最終火曜日 午後1時から午後4時30分まで 申 込 先：障害福祉企画課 FAX 221-1494